

届出する年月日を記入してください

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後(現在の)氏を書いてください。養父母についても同じように書いてください。

届出用紙の訂正印欄。訂正印として「上川」の印が押されています。

届出用紙の送付欄。夫、妻、未成年の子の氏、同居の期間、別居する前の住所、別居する前の世帯のおもな仕事と、夫妻の職業の送付欄。

届出用紙の確認欄。確認と通知の欄。

離婚届のメインフォーム。氏名、生年月日、住所、本籍、父母の氏名、離婚の種別、婚姻前の氏にもどる者の本籍、未成年の子の氏、同居の期間、別居する前の住所、別居する前の世帯のおもな仕事と、夫妻の職業、届出人署名押印、事件簿番号、住所、連絡先。

「夫」又は「妻」いずれかの申立人のみ署名押印します。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。届書は、1通でさしつかえありません。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。そのほかに必要なもの 調停離婚のとき⇒調停調書の謄本 審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき⇒和解調書の謄本 認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本 判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

証人欄の記載は不要です。

証人欄。協議離婚のときだけ必要です。署名、印、生年月日、住所、本籍の欄。

父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

婚姻で氏がかわった人は離婚後の氏や戸籍を次の3つから選んでください。○元の氏に戻る場合 ①親の戸籍に戻る(左の例になります) ○元の氏に戻る場合 ②自分で新戸籍をつくる ○引き続き今までの氏を使う場合 ③別の用紙を離婚届と同時に提出してください。(戸籍法77条2項の届出になります。) 離婚届と同時に77条2項の届出を提出する場合は、この欄は記入しないでください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

離婚届を提出し、いったん元の氏に戻った方も「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3ヶ月以内であれば、裁判所の許可なく「戸籍法77条2項の届出」をすることによって、そのまま使用できます。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。(面会交流) □取決めをしている。 □まだ決めていない。(養育費の分担) □取決めをしている。 □まだ決めていない。 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

◎署名は必ず本人が自署してください。 ◎印は各自別々の印を押してください。 ◎届出人の印を御持参ください。

- 持参していただくも ① 離婚届書(1通) ② 戸籍謄本 *上川町に本籍がある方は不要です。 ③ 印鑑(届出人である夫および妻) *スタンプ印は不可 ④ 運転免許証・パスポート等 *本人確認のため ⑤ 裁判所からの書類 *届出人は申立人です。 確定の日から10日以内に届出が必要。